

出雲崎町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書提出要領

令和7年12月
出雲崎町

次のとおり要領を定めましたので、令和8・9年度において、出雲崎町が行う建設コンサルタント等業務の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする方は、規程及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）の申請を行ってください。

1 参加資格の種類（建設コンサルタント等業務の種類）

別表の「資格業務」のとおり。

2 資格審査申請をすることができる方

資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方とします。
ただし、特別の事情があると町長が認めた場合は、この限りではありません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）
第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。
また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても
同様とします。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が經營に実質的に関与していると認められる者。
- ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- ④ 暴力団員であると認められる者。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- ⑦ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑧において同じ。）が自己、
自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団
又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- ⑧ 法人であって、その役員のうちに④から⑥までのいずれかに該当する者があるもの。
- ⑨ 出雲崎町の町税、新潟県の県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれか
について、滞納があるもの

3 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

4 提出する申請書等

申請書類等	町内業者 注1	県内業者 注1	県外業者 注1
① 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査 申請書【第1号様式】	◎	◎	◎
② 入札参加希望業種（部門）一覧【第2号様式】	◎	◎	◎
③ 入札参加希望業種（部門）実績【第3号様式】	◎	◎	◎
④ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表 【第4号様式】	◎	◎	◎
⑤ 暴力団排除に関する誓約書【第5号様式】	◎	◎	◎
⑥ 登録を受けていることを証する書面	△	△	△
⑦ 営業実績があることを証する書面	△	△	△
⑧ 委任状	×	△	△
契約締結権限がある営業所等を申請する方は提出してください。			
⑨ 出雲崎町の納税証明書 (未納がないことの証明書用)	◎	△	△
出雲崎町に納税義務がある方は提出してください。			
⑩ 新潟県の納税証明書 (未納がないことの証明書用)	×	◎	×
⑪ 法人税又は所得税の納税証明書 (未納税額のない証明書用)	×	×	◎
⑫ 消費税又は地方消費税の納税証明書 (未納税額がない証明書用)	◎	◎	◎

◎ 必ず提出してください。(記入すべき事項がない場合は、「該当なし」と記載して提出すること。)

△ 該当がある場合、提出してください。

× 提出する必要はありません。

注1 「町内業者」とは、出雲崎町内に営業所のうち主たる営業所が所在する業者をいい、「県内業者」とは、新潟県内（出雲崎町を除く。）に主たる営業所が所在する業者をいい、「県外業者」とは、町内業者及び県内業者以外の業者をいいます。

注2 ①から⑤の様式は、別紙様式（新潟県様式準拠）のとおりとします。

注3 上記提出書類のうち「新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要領」にあるものは、その提出基準や記入方法に準じますが、入札整理番号の記入は不要です。また、全提出書類押印不要です。

注4 税関係の証明は申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。

5 申請書の提出部数

申請書は、①から 27 の順に、フラットファイル等に綴じて1部提出してください。

また、ファイル背表紙には「令和8・9年度建設コンサルタント等業務入札参加資格申請書」と
「申請書の商号又は名称」を表示してください

6 申請書等の提出先

持参または郵送で提出してください。

提出先 〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地
出雲崎町役場 総務課 財政係

7 申請書の提出期間

申請書等の提出期間は、**令和8年2月1日から令和8年2月28日まで**とします。

ただし、出雲崎町の休日を定める条例第1条に定める日（土・日及び祝日等）は除きます。

8 問い合わせ先

出雲崎町役場 総務課 財政係

電話 0258-78-2290（直通）

FAX 0258-78-4483

別 表

資格業務	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 717 号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。 ・土地家屋調査士個人 ・土地家屋調査士法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条第 1 項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量証明業務	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（C B R 試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者